

11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管(関係府省庁)
1120010	「商標権の登録出願手続」の知的財産管理技能士資格を有する行政書士への開放	弁理士法	弁理士法第75条により、商標登録出願手続を含む工業所有権に関する特許庁への手続の代理及び書類の作成については、弁理士の専権業務とされている。		知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行えるようにする。	行政書士は行政手続の専門家であり、建設業や風俗営業の許可申請など、日常的に難易度の高い行政手続を行っている。行政書士試験科目に建設業法や風俗営業法などの個別の行政法は出題されていないが、行政書士試験に合格すれば難易度の高い行政手続を行える実務能力が期待されている。商標登録出願は難易度が低くない行政手続である。一般人に対して、商標登録出願と建設業や風俗営業許可申請などの実証試験をすれば、多くの一般人は後者が難易度が高いとの評価をするであろう。行政書士試験に商標法が出題されていないが、行政書士には商標登録出願を行う実務能力がある。知的財産管理技能士試験(意見書、補正書、不服審判等を含む。)があり、知的財産管理技能士資格を有する行政書士には「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行う能力が担保されている。知的財産管理技能士資格を有する行政書士に対し、更なる能力担保措置が必要というならば、特許庁主催の研修を義務付けられよう。知的財産管理技能士試験の実証試験をすれば能力担保が保証される。知的財産管理技能士資格を有する行政書士に対し、更なる能力担保措置が必要というならば、特許庁主催の研修を義務付けられよう。登録出願手続の開放により、企業の利便性が向上し、弁理士過剰の弊害が緩和される。開放と弁理士過剰対策は密接な関係にある。	C	商標権を含む産業財産権は、第三者に対し独占排他的効力を有する極めて影響の大きい私権であることから、商標登録出願等の手続代理においては、出願人が事業等において使用する商品や役務を適切に指定するとともに、他の商標との類似性・識別力に對し的確な判断を行うことで、出願人が求める商標の権利範囲に適切かつ的確に手続を行ない、権利を取得、維持できるよう業務を遂行する必要がある。そのためには、商標制度を含む知的財産制度についての高度な専門的知識と能力が不可欠である。仮に、的確な判断が行われなかった場合、依頼人のみなす、利害関係者に対して不測の損害、不利益を与えるおそれがある。したがって、商標登録出願等の手続代理業務は、産業財産権全般に関する専門的知識と能力を有する弁理士が行う必要がある。一方、行政書士となるための行政書士試験においては、商標に関する試験科目は存在せず、行政書士であることをもって、知的財産制度に関する専門的知識と能力が担保されているとはいえない。また、知的財産管理技能士は、企業・団体の内部において、知的財産の管理、活用を行う能力を証明するものである。よって、知的財産管理技能士検定において、一部、産業財産権の出願手続に関する試験問題が出題されているとしても、弁理士に求められているような特許庁への手続を代理人として独立して行うための高度な専門的知識と能力を担保するものではなく、その能力は別途研修を講ずることにより担保されるものではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	知的財産管理技能士資格を有する行政書士には「商標権の登録出願手続」の能力があるとの見解である。能力の有無を明確にするため、適切な実証試験をしていただきたい。日本弁理士会が弁理士過剰対策を行っているとしても十分とはいえない。弁理士以外の能力がある専門家の参入を認め、地方ユーザーの不便性を解消すべくである。	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	1 0 1 5 0 1 0	個人	香川県	総務省 経済産業省	
1120020	マイクログリッド構築のための特定地域一括高圧受電	電気事業法第2条第1項第7号 電気事業法施行規則第2条の2第2項	特定規模(高圧・特別高圧)以上の電気の需要に対する負担に当たっては、電気事業法施行規則第2条の2第2項で規定する「一需要場所」を単位とした需要と規定されている。		電気事業法施行規則第2条の2第2項により「一需要場所」における電気の使用者の需要の要件に伴い特定規模電気事業と規定されているが、マイクログリッドを構築した特定の地域を「一需要場所」とし「一」の規約として一括で高圧受電出来るように緩和する。	「具体的事業の実施内容」 商店街(30店舗程度)や複数集落(100人程度)単位でマイクログリッドを構築している地域を一の需要場所とみなし、その代表者が一般電気事業者と一の高圧受電契約を結び、当該需要場所内の各電気需要家の電力使用量を合算し一括で電気料金を支払えるようにする。またこの一需要場所をもってマイクログリッドを構築し、グリッド内再生可能エネルギー発電所を設けCO2削減に寄与し、その発電量や電力需要量を監視、コントロールすることによりグリッド内の電力使用量の平準化を図る。 「提案理由」 CO2削減に向け再生可能エネルギー発電所を増設することは不可欠である。更にこれをマイクログリッド内に連携し、同発電所の発電量並びに各電気需要家のグリッド全体の電力需要量を、全体で一括監視、コントロールできれば、そのCO2削減効果は大きい。しかしながら、現行の電気事業法では一般電気事業者と電気需要家間の契約は個々の一の需要場所単位で行われ、契約のため、全体を一括監視、コントロールする意図にない。そこで一つのマイクログリッド構築地域を一の需要場所とみなした高圧受電が認められれば、全体を一括監視、コントロールする意義が大きくなり、結果として各電気需要家の電気料金の削減、CO2削減が促進され社会的経済的効果が非常に大きくなると見込まれる。 本県であれば高圧受電域以下の配電設備網を新たに設置しなければならないが、現状では既に電気事業者所有の設備網として存在し使用している。そこで二重投資を防ぐため、その使用中の設備網を電気事業者から借入れられる措置が必要である。	D	自らが再生可能エネルギー発電設備の設置と併せてマイクログリッド内に電気の供給を行うのであれば、現行の電気事業法第17条の規定に基づき特定供給の許可を申請することと対応し得ると考えます。この場合、例えば電気事業法施行規則第21条第3号の規定に基づき、マイクログリッドを構成する需要家と共同で組合を設立することにより、経済産業省令で規定する「管轄な関係」を満たすこととなります。従って、上記の要件を満たすとして、一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が侵害されるおそれなければ許す要件を満たすと考えます。以上により、現行制度で対応可能と考えます。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	商店街(30店舗程度)や複数集落(100人程度)単位の地域全体を取りまとめる一需要場所とみなし、その代表者が一般電気事業者と一の高圧受電契約を締結することと認認してあります。先日の回答では詳細に記載しておりませんが、要請に記載されている「代表者」が特定供給事業者となることにより、一般電気事業者と一の高圧受電契約を締結することが可能となります。この点では、地域全体を取りまとめる一需要場所とみなして代表者が一の高圧受電契約を締結すること同様に変わりはありません。	1 0 3 5 0 1 0	「キー株式会社、エネルギープロバイダ株式会社、美川株式会社	東京都、山口県	経済産業省					
1120030	米エタノールの工業用アルコールの要件緩和	アルコール事業法	アルコール事業法では90度以上のアルコールの製造、輸入、販売、使用を行うとする者は事前に許可を取得する必要がある。		主要食糧の供給及び価格の安定に関する法律第1条により農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針に基づき、工業用アルコール製造を目的として生産された米に關し、産額米を用いて製造したアルコールについては、飲用を目的とせず、製造過程に関する定期的な検査を市町村が行うこと等を条件に、アルコール分が90度未満であっても、アルコール事業法第2条第1項に基づくアルコール(工業用アルコール)として認めよう措置された。	岩手県奥州市では、生産調整の結果転作を余儀なくされている水田が5,808ha(全水田の38.3%)存在する。この転作に際し、水田の未活用できることを懸念し、本市では、平成16年度より転作におけるエネルギー作物によるエタノール化を検討している。以来、継続的に米の副産物によるエタノール化の技術検証を行っており、原料コストを下げたため、平成18年度より着々と試験試験を行っているが、平成19年度より低コスト多収の作物付を始めています。一方、需要面では、E3燃料としての販売を検討しているが、十分な市場はないE3燃料のみでは採算性が低く、事業化は困難との結論に至っています。このため、工業用アルコール市場への参入を検討しているが、エタノール高價では通常90～80%程度のアルコール度数であり、アルコール事業法に基づき90度以上とするためには、例えば消費用アルコールの主たる需要者である70～80度程度のアルコールとして出荷する場合に比して、試算で2割程度のコスト増となってしまふ。工業用アルコールについては、アルコール事業法により流通段階でも厳しく管理されることとなる。このため、米の生産調整の政策目的を鑑み、生産調整による転作田を活用して生産される米エタノールについては、生産段階に市町村が関与し、認定、定期検査の実施等により不正が行われにくいことを確保することにより、90度未満の産物のものでも工業用アルコールとしての出荷が可能となるような措置を提案するものである。これらの措置により水田農業の新たな展開と地域資源を活かした新産業創出・雇創出が図られる。	D	アルコール事業法においては90度以上のアルコールの製造、輸入、販売、又は使用を業として行うとする者を規制の対象としており、提案内容は90度未満のアルコールに係るものであることから現行のアルコール事業法に抵触することなく実施可能である。	提案主体から財務省に対して再意見が提出されており、再検討要請に係る財務省の回答を踏まえ、再度提案主体から意見が提出された場合には、貴省にも検討を求められる可能性があることを申し添える。	D	簡易団体発酵法と製造物カスガード利用によるメタノール事業化プロジェクト	1 0 3 5 0 1 0	奥州市、農事組合法人、グリブ株式会社、株式会社まちづくり奥州	岩手県	財務省 経済産業省				
1120040	太陽光発電設備の設置面積の緑地面積への算入	工場立地法施行規則第3条、第4条	工場立地法では、工場の敷地面積における緑地面積の割合を20%以上、緑地及び緑地以外の環境面積の割合を25%以上と定めている。緑地及び環境施設面積割合は、自治体が地域性を考慮して条例で別途定めることが可能。また、平成22年6月30日から、一定条件を満たす太陽光発電施設については、環境施設として取り扱うよう規制を緩和した。		〇太陽光発電設備の設置面積を緑地面積に算入することで、工場における太陽光発電導入の促進を図りたい。	〇工場立地法において、敷地面積9,000㎡以上または建物面積3,000㎡以上の工場については、敷地面積について緑化基準を設け、基準面積以上の緑化を義務付けている。 〇太陽光発電設備の設置には広い敷地が必要になるが、上記基準を満たすための緑地面積については設置できない状況である。 〇太陽光発電設備の設置面積を緑地面積に算入することで、工場における太陽光発電導入の促進を図りたい。	D	工場立地法において緑地に太陽光発電施設を位置づけることについては、本年1月から3月にかけて開催された産業構造審議会工場立地法検討小委員会においても検討されたが、緑地は、アミノ酸効果や景観向上効果などの様々な効果をもたらすことから、太陽光発電施設を緑地に追加することは適当ではないとの結論に至ったところ(同小委員会の検討結果を踏まえ、平成22年6月30日に各府省令改正により太陽光発電施設を緑地以外の環境施設として位置づけ)。太陽光発電施設を緑地面積として算入することを可能とすると、工場に緑地を設けない(緑地を全て太陽光発電施設に置き換え)場合もケースも認められることとなる。かかるケースを認めることは、一定規模以上の工場に対して緑地の確保を義務付けることにより、工場と地域の融和を実現し、工場立地の適正化を図るといった目的に反するものため、太陽光発電施設の設置面積を緑地面積に算入することは妥当ではない。なお、現行の制度で工場立地法における工場立地法(都道府県等が条例を制定することで国が定める緑地面積率等の基準を上書きできる制度)や企業立地促進法に基づき市町村条例(一定の条件を満たした市町村が条例を制定することで国が定める緑地面積率等の基準を上書きできる制度)を活用し、緑地面積率を減らし、環境施設面積率を増やす条例を地方公共団体が制定することにより太陽光発電施設の導入拡大を図ることも可能であると考えられる。	D	豊田市次世代づくりプロジェクト	1 0 5 0 1 0	トヨタ自動車株式会社	愛知県	経済産業省					
1120050	太陽光発電設備における一般用電気工作物の要件緩和	電気事業法第38条第2項 電気事業法施行規則第48条第4項第1号	電気事業法上、600V以下の電気の発電用の太陽電池発電設備であって、その出力が20kW未満のもの、一般用電気工作物として扱われ、保安規程の届出や主任技術者の選任に係る義務等が不要とされている。		〇太陽光発電設備において一般用電気工作物となる要件を30kW未満等に緩和することで設置者の負担を緩和し、太陽光発電の導入促進を図りたい。	〇現状、20kW未満の太陽光発電設備については一般用電気工作物とされており、それ以上の容量になった場合は家用電気工作物となる。 〇自家用電気工作物となった場合は、電気主任技術者の選任や、厳しい保安基準の適用を受ける等、設置者の負担が大きい。 〇太陽光発電設備において一般用電気工作物となる要件を30kW未満等に緩和することで設置者の負担を緩和し、太陽光発電の導入促進を図りたい。	F	太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大については、本年6月に閣議決定された「規制・制度改革に係る対応方針」において、安全性確保の観点からの技術的検討を平成22年度中に検討し、結論を得ることとしている。これに基づき、7月15日に給電資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会第24回電力安全小委員会を開催し、検討を開始したところ。今後検討を進め、年度内に結論を得ることとする。	F	トヨタ自動車株式会社	愛知県	経済産業省							



11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1120128	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向けた省エネ法に関する特例措置	エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条(建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準)	住宅・建築物の建築主等に空調設備等の建築設備に係るエネルギーの効率的利用のための措置を適切に実施することにより、エネルギーの使用の合理化に資するよう努めることを義務付けるとともに、一定規模以上の住宅・建築物の建築主等に対し、空調設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置について都道府県知事等に届け出ることを義務付ける。		情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、省エネ法に関する特例措置を求める。 【プロジェクト内容】 ○環境配慮型データセンター利用促進に関する取り組み 省エネ法の建築物の省エネルギー基準判断項目・判断基準値について、現行ではデータセンターは工場又は事務所と同じ分類とされるが、環境配慮型データセンターについて、新たな項目・基準値を追加することを求める。	環境効率を達成できるデータセンター構築は、北海道の外気や地熱などを利用することにより実現可能であるにも関わらず、経済状況の悪化等を理由に企業投資や研究が遅れるなど国際競争への対応が遅々として進まない状況にある。このため、当該プロジェクトでは、日本産業界の国際競争力強化を主題に、コンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。 岩見沢市は、気候面でデータセンター設置に適するほか、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業界の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。 【プロジェクト内容】 ○データセンターに係る環境評価基準の明確化 「環境配慮型データセンター」としての評価基準の明確化 データセンターの環境評価は、対象範囲(建物、設備、構成機器等)や手法(機能、ライフサイクル等々)、タイミング(最大負荷値、通常平均)など評価条件が統一されず、環境優位性比較が困難であり、電力効率(DPPE)など共通評価指標策定に関する措置を願いたい。	E	-	建築物のうち、データセンター部分は、御指摘の省エネ基準(建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成11年通商産業省・建設省告示第1号))において「工場等」として取り扱われる。 省エネ基準は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第73条に基づき(建築主等の判断基準として、建築物の用途ごとに合理的な努力で達成できる水準が定められているが、「工場等」は照明設備・給湯設備(送温管を有する中央熱源方式の給湯設備に限る)のみについて基準が定められているに過ぎず、「環境配慮型クラウドデータセンター」の立地の妨げになっているとは考えられない。	本提案は、右提案主体からの意見にも記載の通り、現行の省エネ基準における環境配慮型データセンターの分類(「工場等」)では、環境配慮型データセンターに対する基準としては基準が不十分であるため、判断項目・判断基準値の追加を求めるものである。貴省においてはこれを踏まえ、再度検討し、回答されたい。	当該プロジェクトにて予定するデータセンターでは、通信機器収納施設としてコンテナを利用するものであり、コンテナ自体は省エネ基準の「工場等」と分類され、また、建築基準法においても設備機器として取り扱うものと理解しております。しかしながら、コンテナはあくまでも通信機器収納を行うのみで、ビル型など従来型データセンターとは異なり、効率的ではあるものの、従来型と同様に受電設備や無停電電源設備、冷凍設備等の関連設備設置が必要となります。このため、世界最高レベルのエネルギー効率を目指す「環境配慮型クラウドデータセンター」について、周辺関連設備を含む省エネルギー基準判断項目・判断基準値の追加を求めたい。	御指摘の省エネ基準は、建築物に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関する建築主等の判断の基準として、建築物の用途ごとに合理的な努力で達成できる水準を定めるとともに、その措置が著しく不十分であると「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト	1 0 6 3 0 0	岩見沢市、(株)はまなすインフォメーション、(株)トリエス、(株)オククル、ネットワンシステムズ(株)、新日鉄ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセンチュア、(株)創健社、(社)北海道地域総合研究所、NPOはまなす活性化推進機構	北海道	経済産業省 国土交通省		
1120140	データセンターに対する共通評価指標策定要望	なし	なし		情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、評価指標の確立を求める。 【プロジェクト内容】 ○データセンターの利用促進に向けた取り組み 「官民協働利用など利用促進に向けた取り組み」 「情報システムに係る政府調達の基本方針(政府調達ガイドライン)」等において、データセンター(ハード)システム(ソフト)の分離分別調達に関する環境配慮が困難な状況にある。このため、データセンター利用に配慮した分別調達の推進や環境評価基準に基づくデータセンター利用等を促進するため、統一的なガイドラインの策定を求める。 また、官民協働利用促進のため、行政(土木・建築等)、医療、教育等公益性の高いサービスに関するシステムの標準化を求める。	当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業界の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。 【プロジェクト内容】 ○データセンターに係る環境評価基準の明確化 「環境配慮型データセンター」としての評価基準の明確化 データセンターの環境評価は、対象範囲(建物、設備、構成機器等)や手法(機能、ライフサイクル等々)、タイミング(最大負荷値、通常平均)など評価条件が統一されず、環境優位性比較が困難であり、電力効率(DPPE)など共通評価指標策定に関する措置を願いたい。	E	-	本要望にかかる規制は存在しないものの、データセンターの環境評価指標(DPPE)については、現在、グリーンIT推進協議会(民間団体)を中心に、標準化に向けた取り組みを進めており、今後はその実行性を検証して早期の確定を目指していくこととしている。		「官民協働利用促進のため、行政(土木・建築等)、医療、教育等公益性の高いサービスに関するシステムの標準化を求める。」に対する回答 本要望にかかる規制は存在しないものの、公益性の高いクラウドシステムの構築に当たっては、相互連携可能なシステム構築できるように、技術参照モデル共通基盤システム間の相互運用性を確保する基準等を整備すると共に、その普及促進を図っていく。		コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト	1 0 6 3 0 0	岩見沢市、(株)はまなすインフォメーション、(株)トリエス、(株)オククル、ネットワンシステムズ(株)、新日鉄ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセンチュア、(株)創健社、(社)北海道地域総合研究所、NPOはまなす活性化推進機構	北海道	経済産業省		
1120140	データセンターの政府調達基準策定要望と、データセンターシステムの標準化要望	なし	なし		情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、官民協働など利用促進に向けた措置を求める。	当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業界の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。 【プロジェクト内容】 ○データセンターの利用促進に向けた取り組み 「官民協働利用など利用促進に向けた取り組み」 「情報システムに係る政府調達の基本方針(政府調達ガイドライン)」等において、データセンター(ハード)システム(ソフト)の分離分別調達に関する環境配慮が困難な状況にある。このため、データセンター利用に配慮した分別調達の推進や環境評価基準に基づくデータセンター利用等を促進するため、統一的なガイドラインの策定を求める。 また、官民協働利用促進のため、行政(土木・建築等)、医療、教育等公益性の高いサービスに関するシステムの標準化を求める。	E	-					コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト	1 0 6 3 0 0	岩見沢市、(株)はまなすインフォメーション、(株)トリエス、(株)オククル、ネットワンシステムズ(株)、新日鉄ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセンチュア、(株)創健社、(社)北海道地域総合研究所、NPOはまなす活性化推進機構	北海道	経済産業省		